

九

海軍少將千田貞敏叙位取消ノ件

宗秩家總書



内務省



立帝 昭和 年 月 日
決裁 昭和 年 月 日



昭和五年三月十四日
農林部

官 内 省

海軍少將千田貞敏叙位取消ノ件

昭和三十二年三月十四日
宮内省

海軍少將 千田貞敏

海軍少將

千田貞敏



海軍少將千田貞敏叙位取消ノ件
右謹テ裁可ヲ仰ク

昭和二十一年三月十四日

内閣總理大臣男爵幣原喜重郎



内

閣

二行位 第三六〇 號
案 昭和三十一年 三月 十日 決定 昭和 年 月 日 行 昭和 年 月 日

内閣總理大臣

内閣書記官長

内閣書記官



海軍少將千田貞敏叙位取消件今般第三復貞大臣ヨリ別紙ニ通奏
請之有今更不都合ニ候得共事實已今得テモト認メラルニ付叙位取消上奏
相成然ルヘシ

内閣

内閣
ノ
度
三
〇
號

昭和二十年九月一日
敍從四位
海軍少將
正五位
千田貞敏

右者頭書ノ通敍位發令相成候處昭和十九年八月二十五日
戰死致候ニ付本敍位取消相成度恐懼

謹テ奏ス

昭和二十一年二月二十八日

第二復員大臣 男爵 幣原喜重郎



海軍

昭和二十一年二月二十八日

第二復員省人事局長

内閣官房人事課長 殿



叙位取消ニ關スル件照會

二月二十八日二復秘人第七四二號叙位取消ノ件ト奏相成候左記ノ者ハ頭書ノ通大東亞戰爭作戦從事中戦死致候處通信連絡遅延ノ爲戦死報告叙位發令後トナリタルモノニ有之候條取消方可然取計相成度

記

昭和十九年八月二十五日 ピアク島方面戦死 海軍少將 千田貞敏
(昭和二十年八月十九日進達海秘人第二〇二九號海軍中將澁谷隆太郎外三十三名中一枚目表)

(終)

Table with multiple columns and faint text, likely a list or ledger.

千田海軍少將ニ對スル 從四位ノ位記ハ未發領ニ付可然 御取計相成度



二復秘人第七四二號

昭和二十一年二月二十八日

第二復員大臣 男爵 幣原喜重郎



内閣總理大臣 男爵 幣原喜重郎 殿

海軍少將千田貞敏敘位取消ノ件別紙上奏書進達ス

(終)

立案 昭和 年 月 日
決裁 昭和 年 月 日

陸軍省

宗秩部 總裁



陸軍省 陸軍部



海軍中尉大野義男外百十六名叙位取消並叙位日附
變更件

昭和五年三月十五日
陸軍省

官 内 省

一
口